

大深度地下使用認可制度の概要

国土交通省 都市局 都市政策課

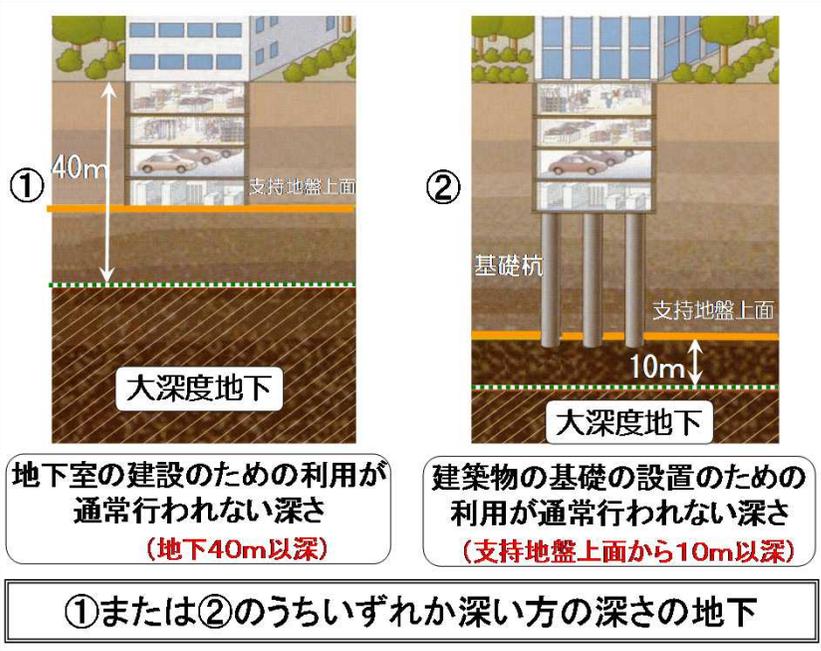
平成27年2月4日

1. 大深度地下使用認可制度の概要

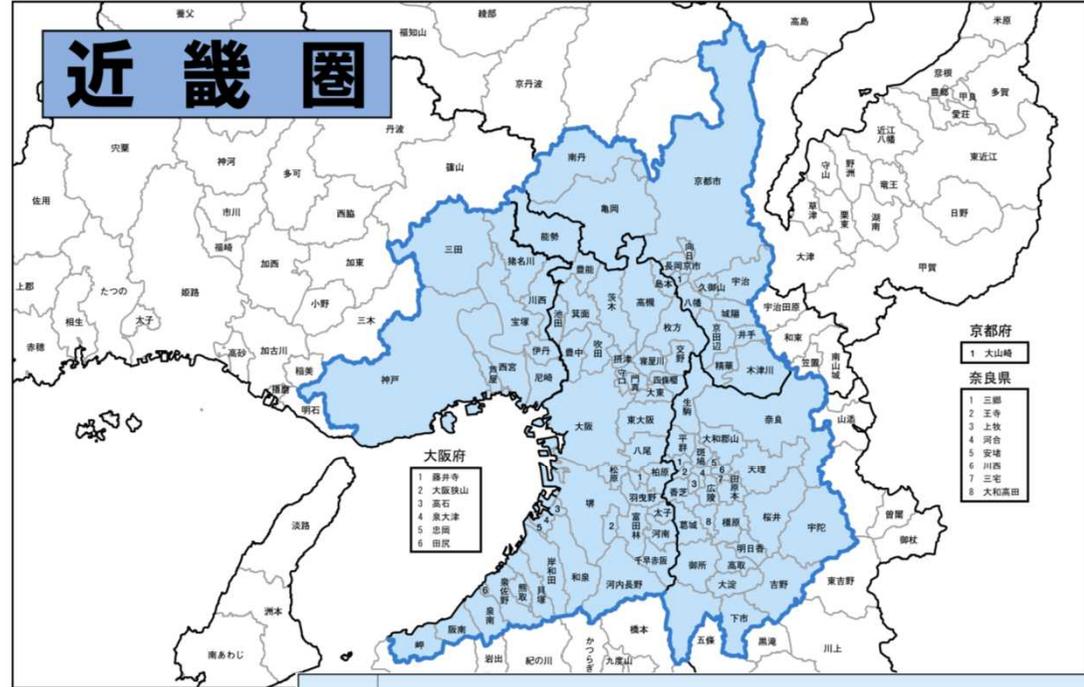
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用の認可の効果

首都圏、中部圏及び近畿圏の対象地域における大深度地下の公共的使用(道路事業、鉄道事業等の公共公益事業)については、使用認可を受けることにより事業者は事前に補償を行うことなく事業を実施することができる。

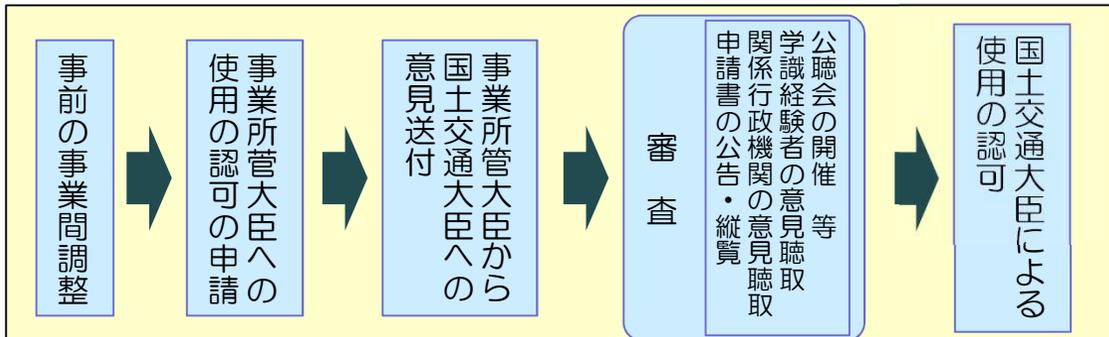
○大深度地下の定義(法第2条)



近畿圏の対象地域(法第3条)



○大深度地下の使用認可の手続き(大規模な事業)



京都府	京都市の一部 大山崎町	宇治市 久御山町	亀岡市 井手町	城陽市 精華町	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	奈良市の一部 (山崎町の八幡町)	木津川市
大阪府	大阪市 枚方市 箕面市 交野市 太子町	堺市 茨木市 柏原市 大阪狭山市 河内町	岸和田市 八尾市 門真市 大阪狭山市 千早赤阪村	豊中市 泉佐野市 羽曳野市 島本町	池田市 富田林市 高石市 豊能町	吹田市 寝屋川市 高石市 能勢町	泉大津市 河内長野市 高石市 忠岡町	高槻市 松原市 藤井寺市 熊取町	貝塚市 大東市 泉南市 田尻町	守口市 和泉市 四条畷市 碑町
兵庫県	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市	猪名川町	
奈良県	奈良市の一部 (山崎町の八幡町) 葛城市 高取町	大和高田市 明日香村	大和郡山市 上牧町	天理市 王寺町	橿原市 三郷町	桜井市 斑鳩町	三郷町 河合町	御所市 川西市 大淀町	生駒市 三宅町 下市町	香芝市 田原本町

※大深度地下使用法制定時における、近畿圏整備法に規定する既成都市区域及び近郊整備区域の区域内にある市町村の区域

1. 大深度地下使用認可制度の概要

■大深度地下使用協議会の設置(第7条)について

公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、対象地域(首都圏、近畿圏、中部圏)ごとに、国の関係行政機関及び関係都道府県により、大深度地下使用協議会を組織する

大深度地下使用協議会の活用(基本方針)

<協議会(運営:国土交通省地方整備局)>

大深度地下使用協議会については、定期的を開催することにより、大深度地下利用に関する情報収集の充実を図るとともに、必要に応じて事業者、関係市町村等に対する協議会への出席、資料提供、説明等必要な協力を求める等、早い段階から個別事業に関する情報交換、個別事業間の調整を行うこととする。

また、関係事業者及び学識経験者の意見を十分に聴く等、適切な運用が行われるよう努めることとするとともに、広く一般への公開に努めるものとする。

<事業を所管する行政機関>

(法四条各号に掲げる)事業を所管する行政機関は、事業者から、将来の大深度地下利用に関する構想・計画を調査し、大深度地下使用協議会等を活用してとりまとめ・公表する等、必要な情報収集・公開に努めるものとする。

<事業者>

事業者は、事業を実施する場合には、構想段階等の早い段階から、他の事業者との間で、事業区域の位置、事業の共同化等について、適切な調整を行うこと等により、施設の特性に応じた適切な配置、共同化等の効率的な空間利用を図り、適正かつ計画的な利用を確保することが必要である。

1. 大深度地下使用認可制度の概要

■使用認可権者(第11条)

(1) 国土交通大臣の認可

- ①複数の都道府県にわたる広域的な事業
- ②国又は都道府県が事業者となる事業

(2) 都道府県知事の認可

上記以外の場合

■使用認可要件(第16条)

- 1: 事業が第四条各号に掲げるものであること。
- 2: 事業が対象地域における大深度地下で施行されるものであること。
- 3: 事業の円滑な遂行のため大深度地下を使用する公益上の必要があるものであること。
- 4: 事業者が当該事業を遂行する十分な意志と能力を有する者であること。
- 5: 事業計画が基本方針に適合するものであること。
- 6: 事業により設置する施設又は工作物が、事業区域に係る土地に通常の建築物が建築されてもその構造に支障がないものとして政令で定める耐力以上の耐力を有するものであること。
- 7: 事業の施行に伴い、事業区域にある井戸その他の物件の移転又は除却が必要となるときは、その移転又は除却が困難又は不適當でないことと認められること。

2. 使用認可処分事業等の概要

■神戸市大容量送水管整備事業

※平成17年8月事業概要書送付、平成19年3月使用認可申請書提出、平成19年6月兵庫県知事認可



出典: 神戸市 水道局 HP

■東京外かく環状道路(関越道～東名高速)

平成19年 1月 大深度法に基づく事業概要書送付

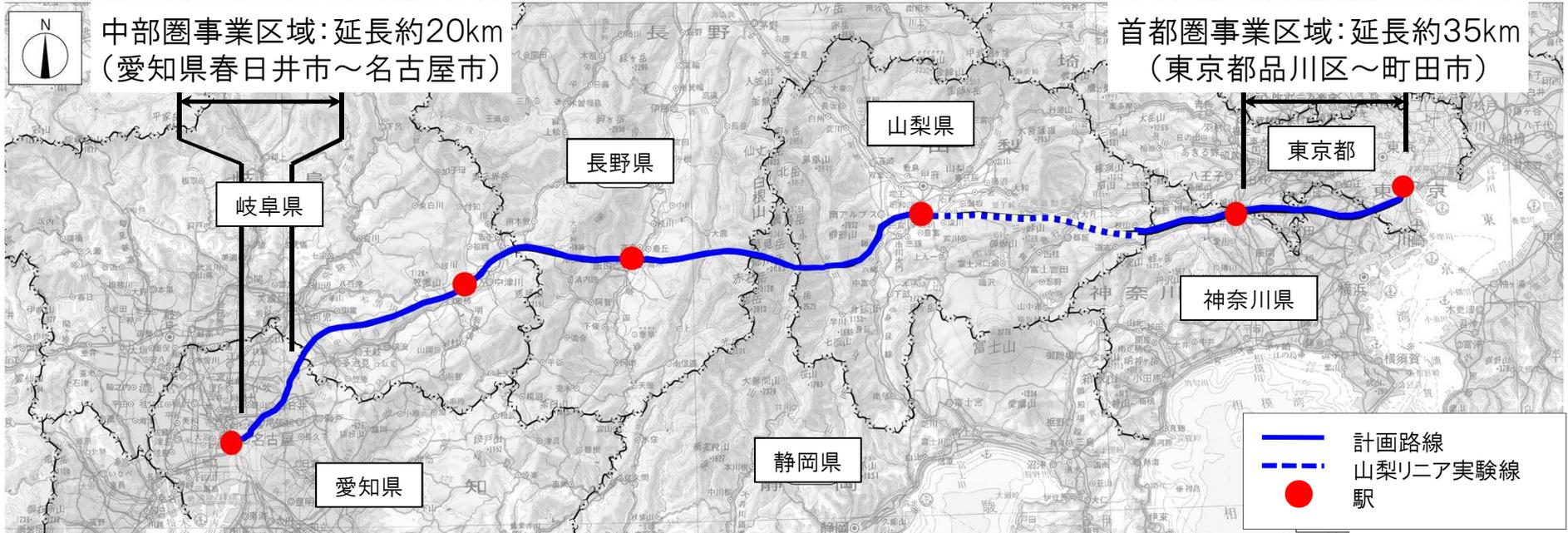
平成25年11月 使用認可申請書提出

平成26年 3月 国土交通大臣認可



2. 使用認可処分事業等の概要

■中央新幹線(東京都・名古屋市間)



平成26年 3月 大深度法に基づく事業概要書の送付(事前の事業間調整)